

株式会社特定技能支援センター
労働者派遣事業許可番号 / 派 10-300729
有料職業紹介事業許可番号 / 10-ユ-300341

返戻金制度について

当社の紹介により就職した無期雇用者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	8 0 %
入社後 1 ヶ月超 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	5 0 %
入社後 2 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	2 0 %

* 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります